資料5

地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

目次

1. 社会保障関係業務システム改修に係る国庫補助について

2. 医療保険者等向け中間サーバー等との総合運用テストについて

社会保障・税番号制度の開始に当たって

○　本年1月より、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。各制度の詳細な事務の取扱いについては、昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、御確認の上、御対応のほどお願いいたします。

○　また、平成29年7月の情報連携開始に向け、今後、機関別符号の取得や副本登録、総合運用テストなどを実施していく予定ですので、事務フローの精査など、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう願いいたします。

1. 社会保障関係業務システム改修に係る国庫補助について

業務システム改修に係る国庫補助等について①

1　補助対象団体

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）

※　介護保険等の一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）も対象。

2　補助対象システムと対象経費等

（1）　補助対象システム

①　都道府県･･･生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム

②　市町村･････生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療（市町村分）、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

（2）　対象経費

社会保障･税番号制度導入に必要な業務システムの改修（番号対応部分）に係る経費。

表　各年度事業における対象経費

事業	対象経費
２６年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
２７年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト（注１）
２８年度事業	総合運用テスト（注２）

（注1）27年度に交付申請を行っていない自治体（27年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。）は、28年度に27年度事業分（プログラム結合･総合テスト、団体内連携テスト）の申請が可能。

（注2）後期高齢者医療システム及び国民年金システムは、他の行政機関等との情報連携を行わないことから、情報連携のために必要な総合運用テストを対象とする28年度事業の補助対象から除外する。ただし、他の補助対象システムに係る総合運用テストにおいて不具合等が生じ、当該不具合等が後期高齢者医療システム及び国民年金システムにも波及する場合には、後期高齢者医療システム及び国民年金システムにおいても改修が必要となることが想定されるため、そのような場合には適宜相談されたい。

業務システム改修に係る国庫補助等について②

（3） 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能（画面、帳票）の改修
- データベースにおけるデータ項目の追加
- 個人番号による検索機能の追加
- 情報連携に伴う業務プログラムの改修（中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等） 等

※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

３ 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3（国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10）

  ※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分（1/3）については、普通交付税及び特別交付税措置。

- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。

- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、１次交付、２次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。

- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

業務システム改修に係る国庫補助等について③

4　28年度予算

28年度はシステム改修に必要な経費（総合運用テスト分）を要求。

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備（下記システム）について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

（単位：億円）

項目		H26	H27	H28
社会保障システム （国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理）	事業費	271.1	225.3	209.3
	国庫補助	185.3	154.2	143.4

■国庫補助率

・補助率＝　2/3　：　国民健康保険、後期高齢者医療（市町村分※）、障害者福祉（特別児童扶養手当を除く）、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理

※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率＝10/10　：　国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分（1/3）については、普通交付税及び特別交付税措置。

平成２７･２８年度システム整備費補助金の交付スケジュール

○　平成28年度においては、当初交付決定通知を8月を目途に実施する予定。

	平成27年度補助金	平成28年度補助金
第１四半期	4／21　交付要綱･実施要綱発出 4／21　当初申請に係る基準額内示 5／29　当初交付申請(原本)提出期限	5月上旬　交付要綱･実施要綱発出 5月上旬　当初申請に係る基準額内示 6月上旬　当初交付申請(原本)提出期限
第２四半期		8月上旬　変更申請に係る基準額内示 8月　当初交付決定通知 9月上旬　変更申請に係る交付申請(原本)提出期限
第３四半期	10／28　当初交付決定通知 11／16　変更申請に係る基準額内示 12／18　変更申請に係る交付申請(原本)提出期限	11月　変更申請に係る交付決定通知
第４四半期	1月　変更申請に係る交付決定通知 2月中旬　実績報告提出依頼 3月下旬　実績報告提出期限	1月　実績報告提出依頼 3月下旬　実績報告提出期限
出納整理期	【全ての契約が年度内に完了した場合】 4月中旬　確定通知送付 4月下旬　交付額確定･精算 【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】 繰越額確定計算書依頼 (電子媒体:4月上旬～、原本:4月中旬～) 地方繰越(翌債)申請及び事業完了予定期日変更報告提出 (電子媒体:2月中旬～、原本:3月下旬～) 4月下旬　年度終了報告提出 (電子媒体:3月上旬～、原本:4月下旬～)	同左

見積書を確認する際のチェックポイント（例）

● 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いする。

1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる

作業工程（設計、開発、テストなど）毎に、作業項目、作業者（SE、プログラマなど）と工数（人月、人日など）がわかる内訳を提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。

① 不要な作業項目が記載されていないか。

② 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。

2 見積根拠資料の確認（デジタルPMOの活用）

ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。（見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、確認不足による過大なリスクを計上していないか確認する必要がある。）

3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する

社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。

4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較

- 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
- 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

都道府県による市区町村への支援等

- 都道府県におかれては、管下市区町村における番号制度への対応が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いしたい（管下市町村の進捗状況は、平成27年３月から開始された推奨アクションプラン（実行編）でとりまとめられる）。

- 地方公共団体の番号制度対応の進捗管理については、総務省を中心に関係省庁にてデジタルPMOを通じた状況把握、地方公共団体へのフォローアップ等を実施しているところであるので、市町村に対して各種作業が終了した時点でデジタルPMOに入力するようご指導いただくことを重ねてお願いする。

（参考）推奨アクションプラン（実行編）の概要

➢ 推奨アクションプラン（実行編）では、**地方公共団体（一部事務組合等を含む）で実施する番号制度対応に係る作業（既存業務システムの改修や番号取扱事務に携わる職員の研修等）の進捗状況を適宜確認することにより、番号制度への対応に向けた準備が遅滞なく着実に遂行されること**を目的とする。

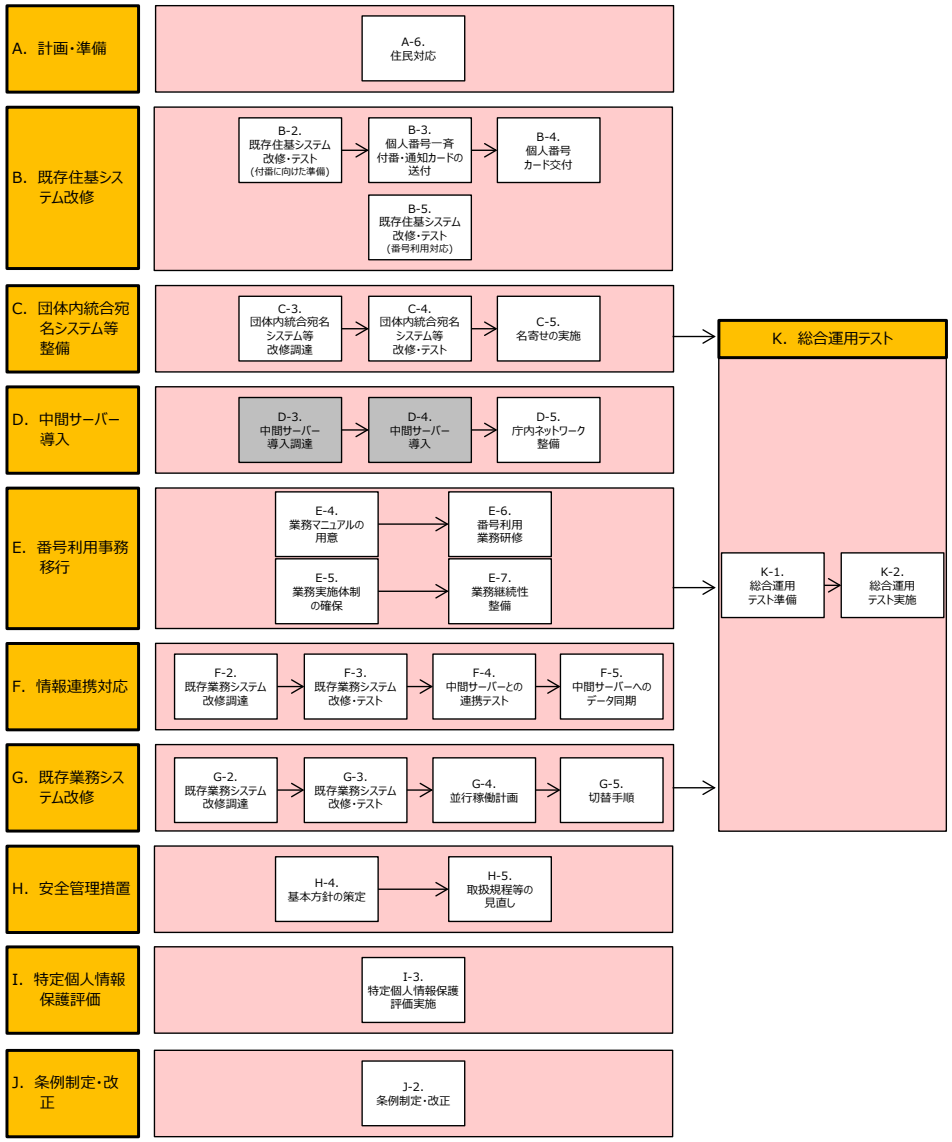

作業項目	対応事項	特記事項
A.計画・準備	住民へのアカウンタビリティへの確保として、住民への広報活動や、相談窓口の設置等を確認	-
B.既存住基システム改修	「住民票記載事項の追加」、「住基ネットとの連携」、「中間サーバーとの連携」等の改修に係る進捗の確認	当該作業については、市区町村のみが対象。
C.団体内統合宛名システム等整備	個人番号と団体内統合宛名番号等を紐付ける「団体内統合宛名システム等のシステム構築」「宛名情報（個人番号・業務宛名番号・基本4情報）のデータクレンジング」に係る進捗状況の確認。	
D.中間サーバー導入	地方公共団体情報システム機構により用意される予定の「中間サーバープラットフォーム」の利用形態を確認し、必要な予算措置の進捗状況の確認	地方公共団体は全国2箇所に設置する中間サーバー・プラットフォームを利用するため、本調達等の対応は不要。
E.番号利用事務移行	番号制度開始に伴い、変更となる各種業務の定義・業務マニュアルの策定、研修実施等に係る進捗状況の確認	-
F.情報連携対応	情報提供NWSを含めた大規模な「総合運用テスト」に向けた、改修後の既存業務システムと中間サーバーとの連携テストを実施し、データ連携が可能な状態までの進捗状況を確認	-
G.既存業務システム改修	番号制度開始に伴う個人番号及び法人番号の取得や既存データとの紐付等を行うため、既存業務システムの改修を設計・製造・テスト工程ごとで進捗状況を確認	都道府県、市区町村によって対象となる既存システムは異なる。
H.安全管理措置	個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための措置状況を確認	-
I.特定個人情報保護評価	特定個人情報保護評価の実施状況の確認	-
J.条例制定・改正	各種条例の制定・改正の議会提案、施行に係る状況確認	-
K.総合運用テスト	総合運用テストにて実施する各種テストシナリオに係る状況確認	-

地方公共団体の進捗管理に係る運営方針

➢ 基本的な運営方針として、総務省を中心に関係省庁にてデジタルPMOを通じた状況把握、地方公共団体へのフォローアップ、政府CIO連絡会議・全体推進会議への報告を実施

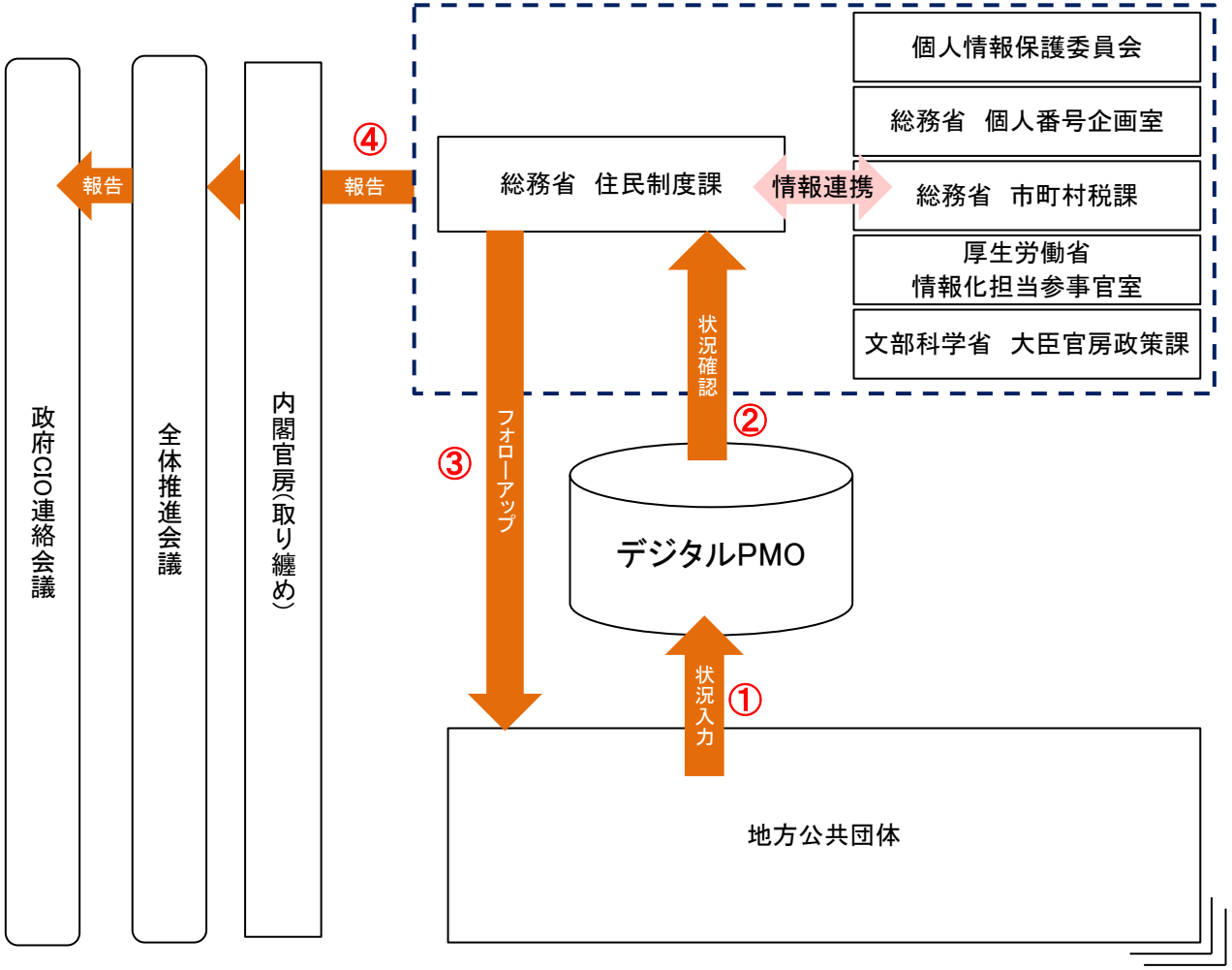

①計画情報及び実績情報をデジタルPMOへ入力

- ✓ 計画情報として各作業の開始時期・終了時期を入力
- ✓ タスク完了時に、各タスクに関連する項目を入力

②関係省庁による計画・実績の確認

- ✓ 総務省住民制度課において計画・実績情報を確認し、各省庁（総務省を除く）の取り纏め部局に情報連携
- ✓ 各省庁において、計画の適切性（マイルストーンとの乖離の有無）を確認
- ✓ 計画として入力した開始時期や終了時期に対して実績の乖離の有無を確認

③関係省庁からの進捗遅延団体に対するフォローアップ

- ✓ 進捗が大きく遅延し、マイルストーンの達成にリスクがある地方公共団体に対してフォローアップ（原因の確認、課題解決フォロー）を実施

④全体状況を取り纏めて全体推進会議や政府CIO連絡会議にて報告

- ✓ デジタルPMOを活用して地方公共団体の状況を整理し、全体推進会議等において状況報告
- ✓ 報告様式については、アンケートの設計とあわせて定義

2. 医療保険者等向け中間サーバー等との総合運用テストについて

医療保険者等向け中間サーバー等の概要

医療保険者等向け中間サーバー等の概要　１／４

①医療保険者等とは

○　医療保険事業を運営するために保険料の徴収、保険給付を行う実施団体のことであり、現在、厚生労働省で構築中の医療保険者等向け中間サーバー等は以下の医療保険者等を対象としている。

医療保険者等向け中間サーバー等を利用する医療保険者等

対象医療保険者等	団体数	根拠法
全国健康保険協会	48（全国47支部＋本部1）	健康保険法、船員保険法
健康保険組合	1,399	健康保険法
国民健康保険組合	163	国民健康保険法
後期高齢者医療広域連合	47	高齢者の医療の確保に関する法律
合計	1,657団体	

市町村国保は、医療保険者等向け中間サーバーを利用せず、自治体中間サーバーを利用。

以降、「医療保険者等」とは、上記4つの団体を指す。

医療保険者等向け中間サーバー等の概要　２／４

②医療保険者等と地方公共団体が情報連携を行う事務の例（地方公共団体→医療保険者等）

○　国民健康保険の資格取得の届出、受理時における前医療保険者等の資格喪失の確認

- 市町村は、資格取得届の審査の際に、届出受理時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、前医療保険者から資格喪失に関する情報を取得する。

※想定されるパターンを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略。

地方公共団体　→　医療保険者等へ情報照会する例

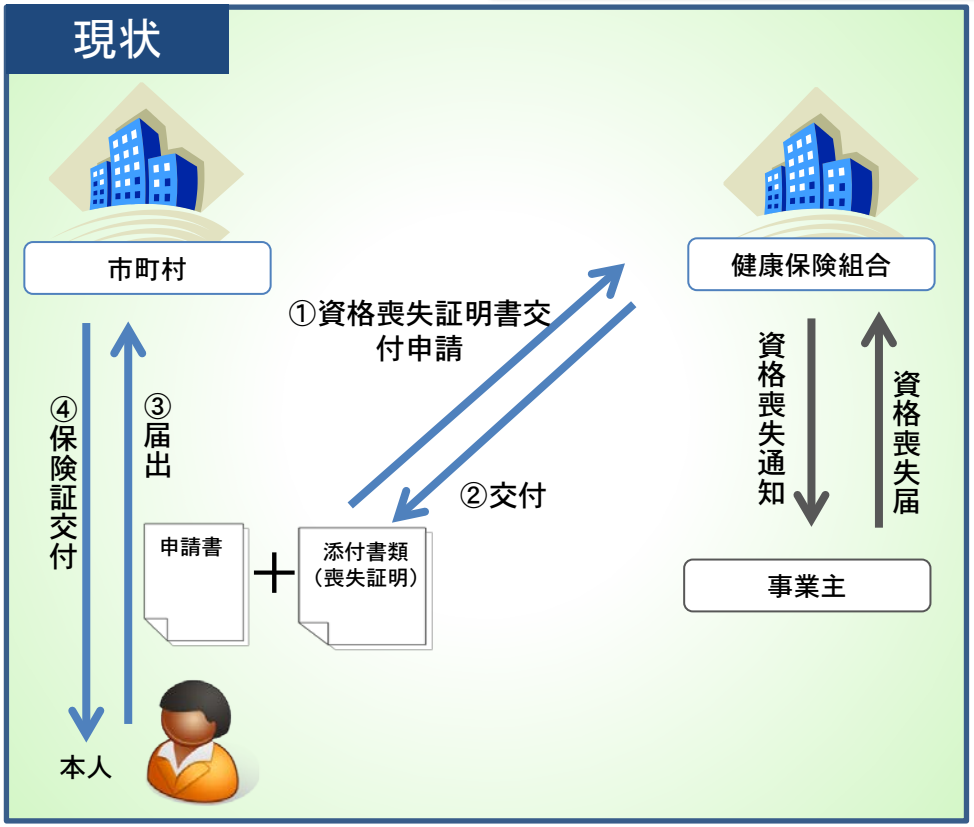

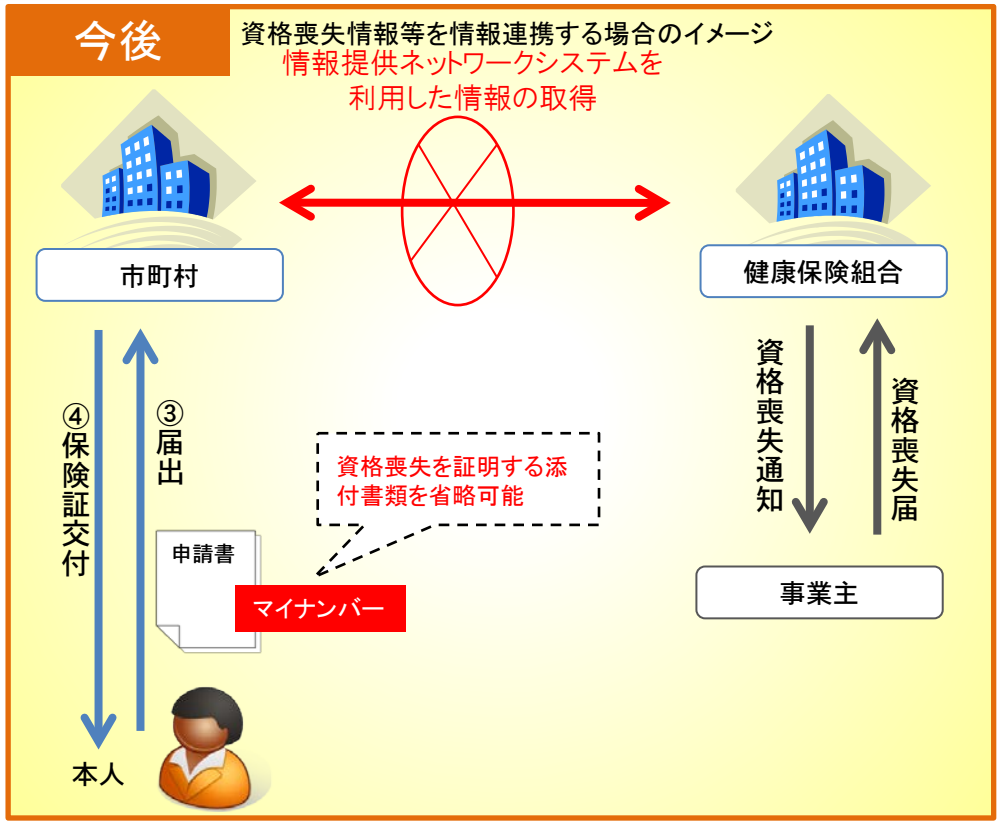

医療保険者等向け中間サーバー等の概要　３／４

③医療保険者等と地方公共団体が情報連携を行う事務の例（医療保険者等→地方公共団体）

○　限度額適用・標準負担額減額認定

- 広域連合は、構成市町村が申請を受ける際に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、転入前市町村から地方税関係情報を取得する。

※想定されるパターンを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略。

医療保険者等　→　地方公共団体へ情報照会する例

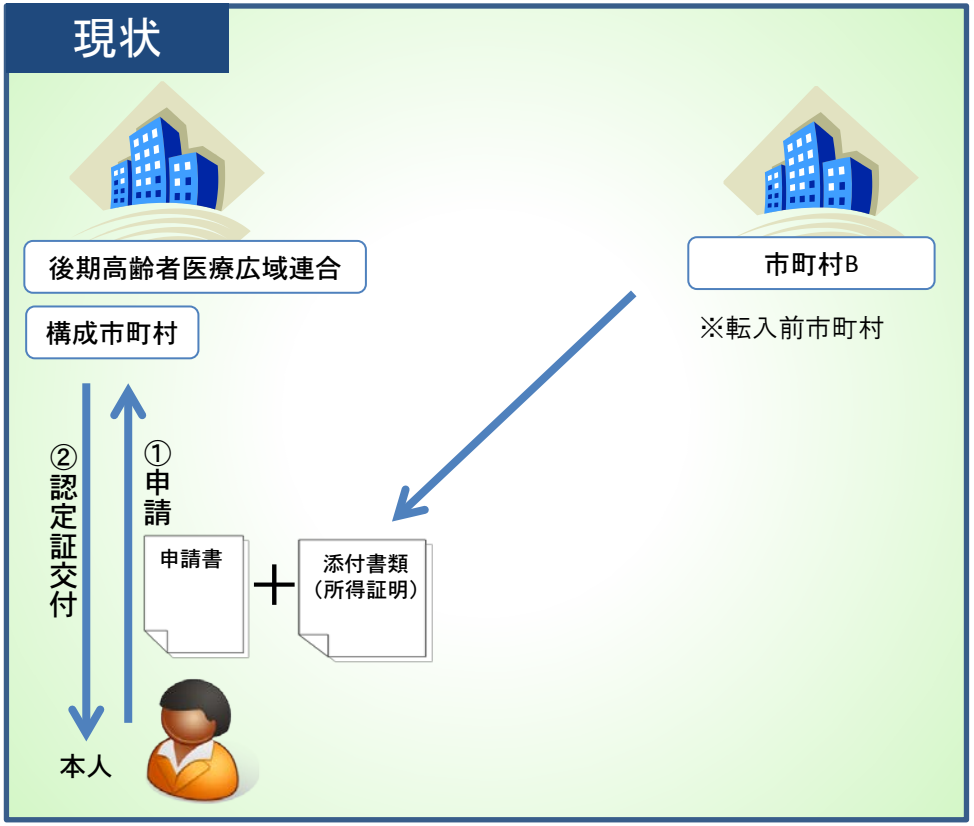

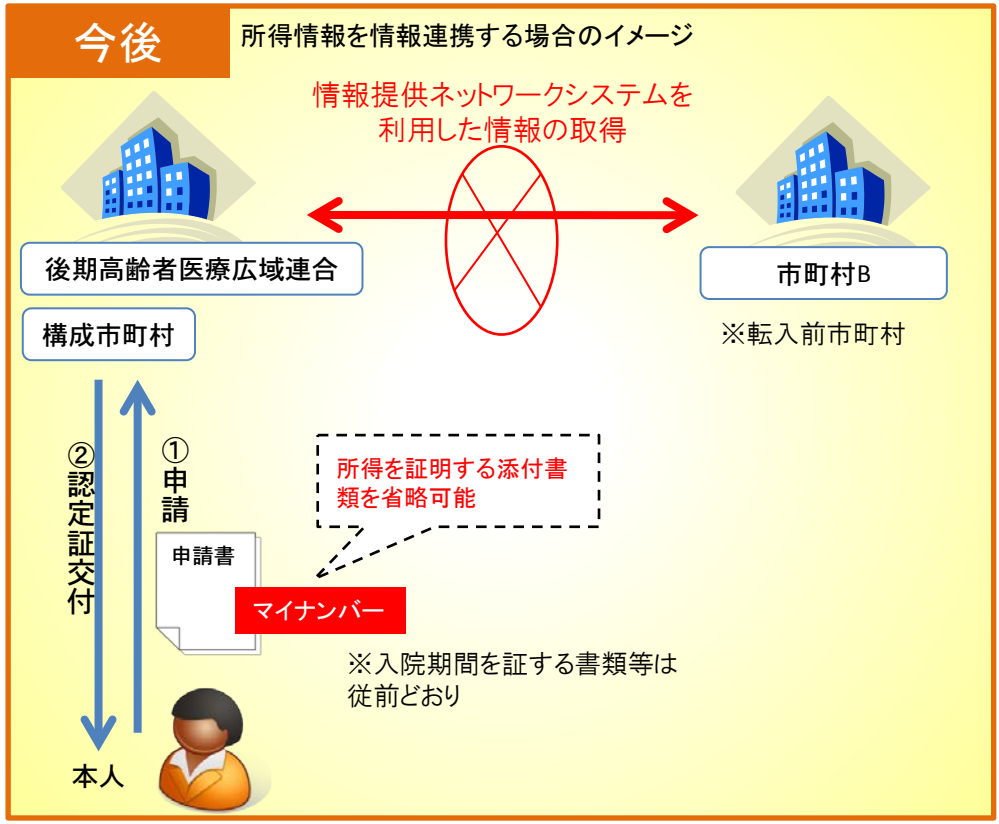

後期高齢者医療広域連合と構成市町村との間の特定個人情報の授受については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日内閣官房、総務省連名通知）を参照。

医療保険者等向け中間サーバー等の概要　４／４

④医療保険者等向け中間サーバーと自治体中間サーバーとの相違点

○　医療保険者等全体で１台の中間サーバー
　　→　①機関別符号の一元化（統一区画）、②医療保険者等毎の副本管理（論理区画）

○　住基ネットとの接続も一カ所で実現
　　→　③本人確認情報照会の集約（情報提供サーバー）

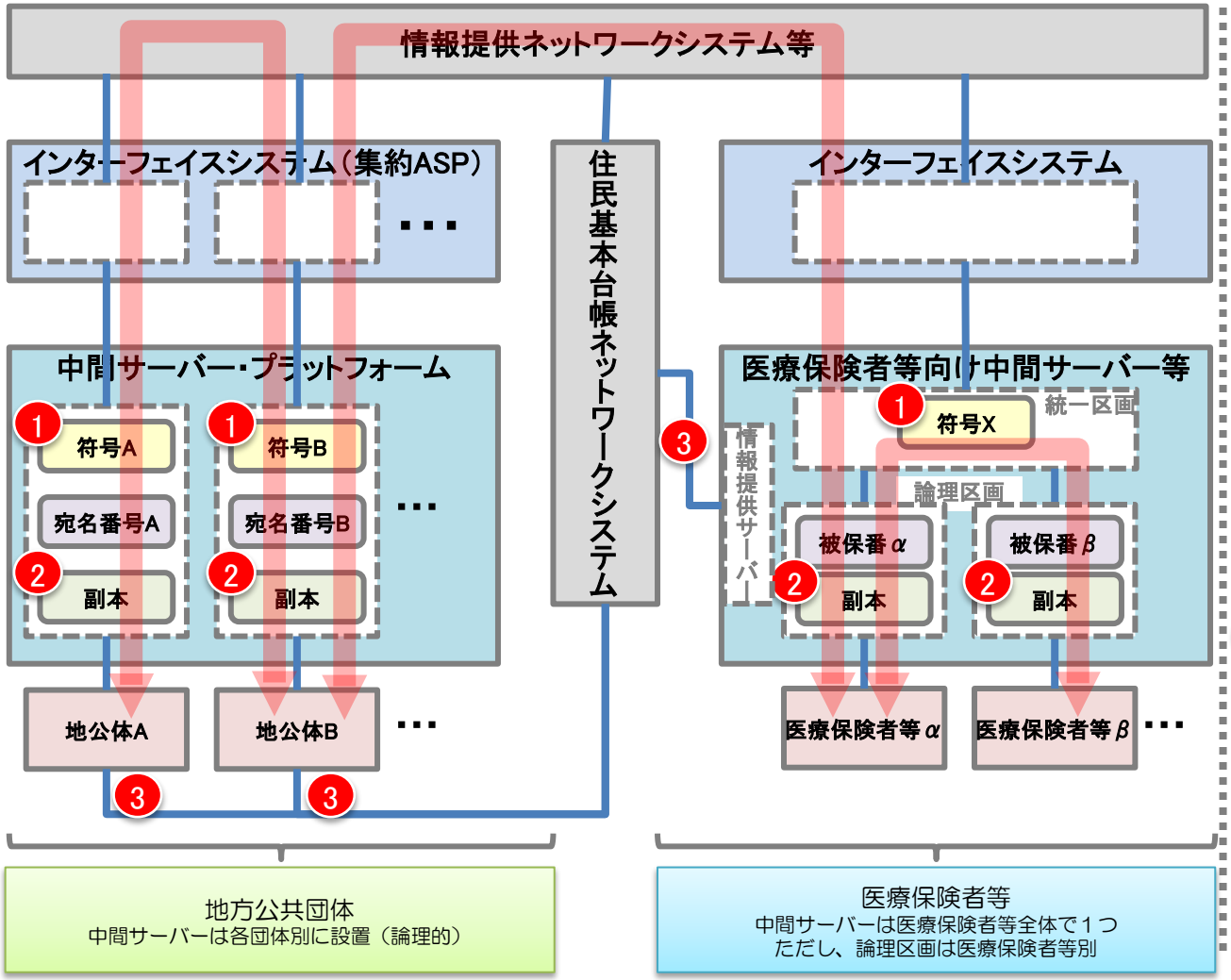

自治体中間サーバーとの相違点

① 機関別符号の一元化（統一区画）

- 各医療保険者等の費用負担軽減のため、被保険者が医療保険者等間を異動しても、同一の機関別符号を利用できる仕組みとする。
- 被保険者の資格情報(履歴を含む)と機関別符号を結びつけるために、医療保険者等共通の「統一区画」を設け、必要なデータの配置を行う。

② 医療保険者等毎の副本管理（論理区間）

- ①の統一区画に加え、各医療保険者等が、自機関の副本や資格情報等を登録・管理する「論理区画」を設ける。

③ 本人確認情報照会の集約（情報提供サーバー）

- 医療保険者等においては、地方公共団体と異なり、住基ネットCS端末が設置されていないため、医療保険者等向け中間サーバー内に「情報提供サーバー」を設置し、各医療保険者等からの本人確認情報に係る照会リクエストを一括して受け付け、住基ネットに照会を行う。

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項　１／６

○　地方公共団体が医療保険者等との情報連携を行うに当たり、特に留意すべき点を以下に示す。

○　なお、これにより、自治体中間サーバーや既存システムの改修が発生することはない。

留意点①　機関コードは「社会保険診療報酬支払基金」を設定

- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会を行う際には、情報照会者・情報提供者を識別するための「機関コード」を入力する必要がある。
- 医療保険者等においては、医療保険各法の規定に基づき、情報照会・提供等に係る事務を「社会保険診療報酬支払基金」（以下「基金」という。）に委託することとしている。
  これにより基金は、番号法第１９条第７号に規定する情報照会者・提供者に該当し、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うに当たり、「社会保険診療報酬支払基金」名の機関コードが付与されることとなっている。
- このため、医療保険者等毎に機関コードは付与されず、医療保険者等に対し情報照会を行う場合は、情報提供者に「社会保険診療報酬支払基金」の機関コードを設定することとなる。

医療保険者等との情報連携のイメージ

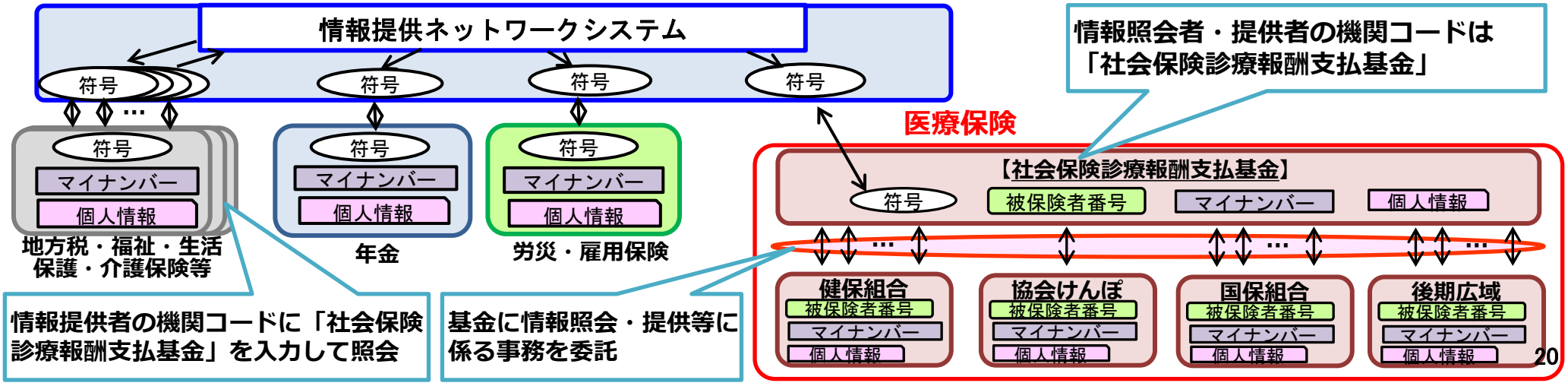

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項　２／６

留意点②　複数の医療保険者等の情報を結合して提供

- 前述のとおり、医療保険者等内の異動においては、機関別符号は変わらない。
  また、情報照会者・提供者は「基金」であるため、医療保険者等毎の機関コードは付与されない。
- このため、基金が情報提供を行う際は、医療保険者等向け中間サーバーが情報照会条件に基づいて、どの医療保険者等の情報を提供するのかを判別（照会要求の振り分け）し、複数の医療保険者等の情報が該当する場合には、当該情報を結合して、情報照会者へ提供する。

※　具体的なケースを次項以降に掲載

照会要求の振り分けイメージ

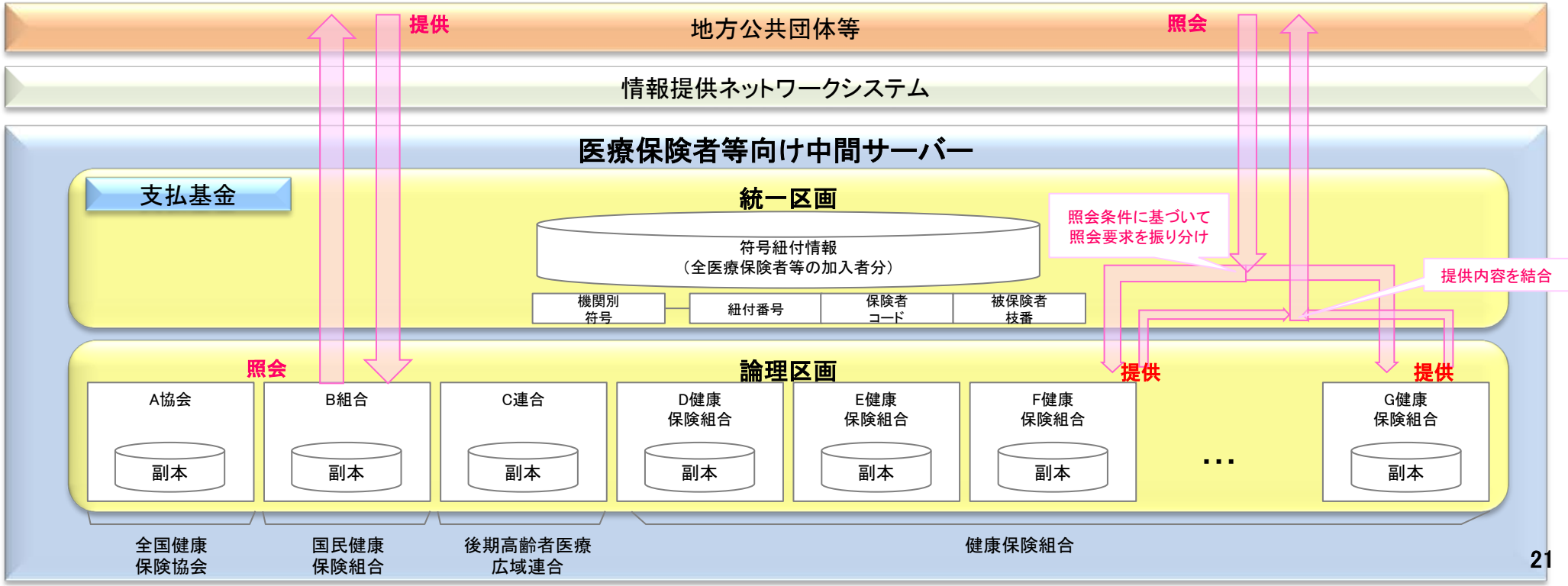

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項　３／６

○　具体的なケースをもとに、提供されるデータと医療保険者等向け中間サーバーにおける処理の流れについて説明する。
○　提供されるデータと医療保険者等向け中間サーバーにおける処理の流れのイメージ（赤字点線部分）については、各ケースの次項に記載する。

ケース①　国民健康保険の資格取得の届出、審査

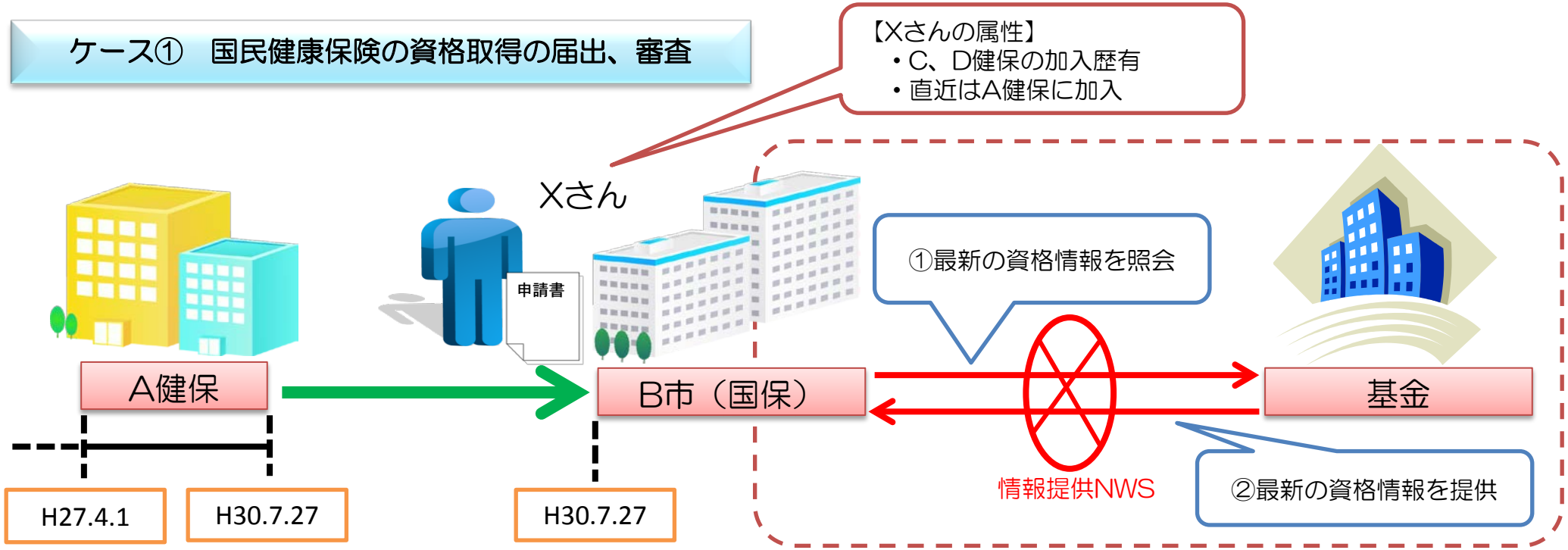

- H30.7.27、Xさんは、B市に国民健康保険の資格取得届の提出を行った。
- B市は、当該届出の審査を行うため、情報提供ネットワークシステムを利用して、基金に対し、Xさんに係る最新の資格情報を照会した。
- 基金は、従前まで加入していたA健保が保有する資格情報を、B市に提供した。
- B市は、提供されたデータから、A健保において資格喪失されていることを確認した。

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項　4／6

B市（国保）

①最新の資格情報を照会

自治体中間サーバー

データ項目	データ値	
処理通番	XXXXXXXXXXXXX	
情報照会者機関コード	002：B市	
情報提供者機関コード	099：基金	
事務コード	JM030：国民健康保険法による保険給付の支給に関する・・・	
事務手続コード	JT030001：資格取得届の審査	
特定個人情報名コード	TM031：医療保険給付関係情報	
情報照会者部署名	国民健康保険課	
情報照会者部署コード	001A	
特定個人情報毎情報照会条件	特定個人情報項目コードリスト	TK01、TK02、TK03 医療保険者名、資格取得年月日、喪失年月日
	情報照会条件	既定（デフォルト）

…

基金

医療保険者等向け中間サーバー

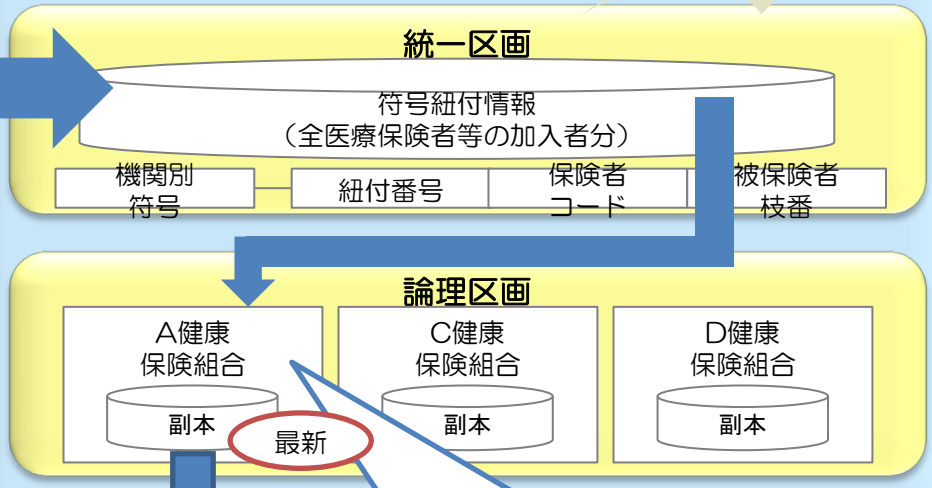

情報照会条件に基づいて提供すべき情報を保有する区画を特定

データ項目	データ値
処理通番	XXXXXXXXXXXXX
処理結果	正常終了
特定個人情報データ	医療保険者名：A健康保険組合 資格取得年月日：H27.4.1 資格喪失年月日：H30.7.27

…

②最新の資格情報を提供

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項　５／６

ケース②　生活保護の停止等に係る調査

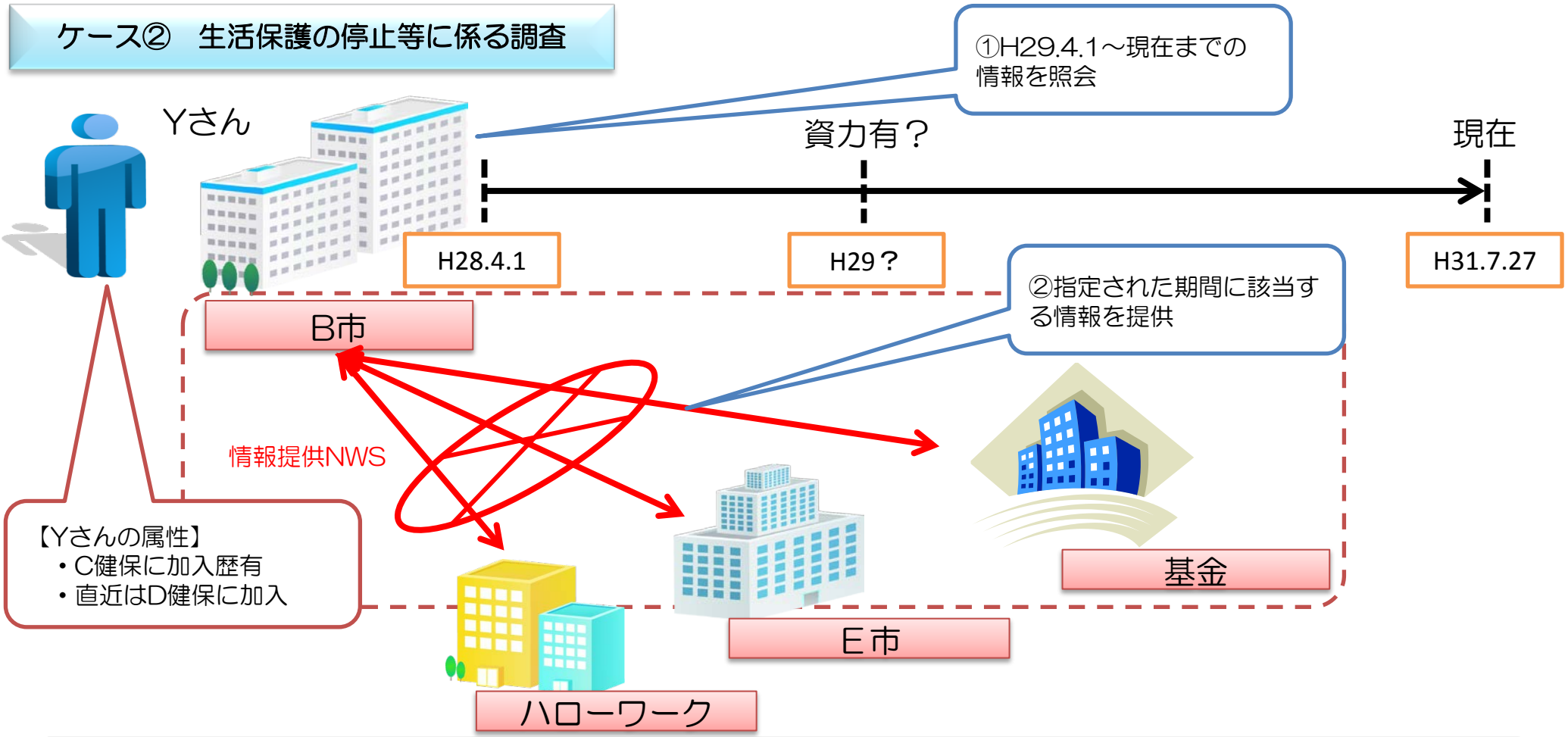

- Yさんは、H28.4.1からB市の生活保護を受けている。
- B市は、YさんがH29ごろから、資力があったのではないかという情報を入手したため、情報提供ネットワークシステムを利用して、基金、E市などに対し、H29.4.1から現在までのYさんの情報を照会した。
- 基金は、Yさんが当該期間に加入していた医療保険者等を特定し、資格及び給付情報をB市に提供した。
- B市は、基金から提供されたデータについて、当該期間の医療保険資格及び給付情報などを確認した。

医療保険者等と情報連携する場合の留意事項　6／6

B市

①H29.4.1～現在までの情報を照会

自治体中間サーバー

データ項目	データ値	
処理通番	XXXXXXXXXXXXX	
情報照会者機関コード	002：B市	
情報提供者機関コード	099：基金	
事務コード	JM015：生活保護法による保護の決定・・・に関する事務であって主務省令で定めるもの	
事務手続コード	JT015001：生活保護の停止	
特定個人情報名コード	TM031：医療保険給付関係情報	
情報照会者部署名	地域福祉課	
情報照会者部署コード	001B	
特定個人情報毎情報照会条件	特定個人情報項目コードリスト	TK01～TK15 医療保険資格情報～給付情報
	情報照会条件	H29.4.1～H31.7.27

⋮

②情報照会条件の範囲に、複数の医療保険者等の情報が該当する場合には、当該情報を結合して提供する。

基金

医療保険者等向け中間サーバー

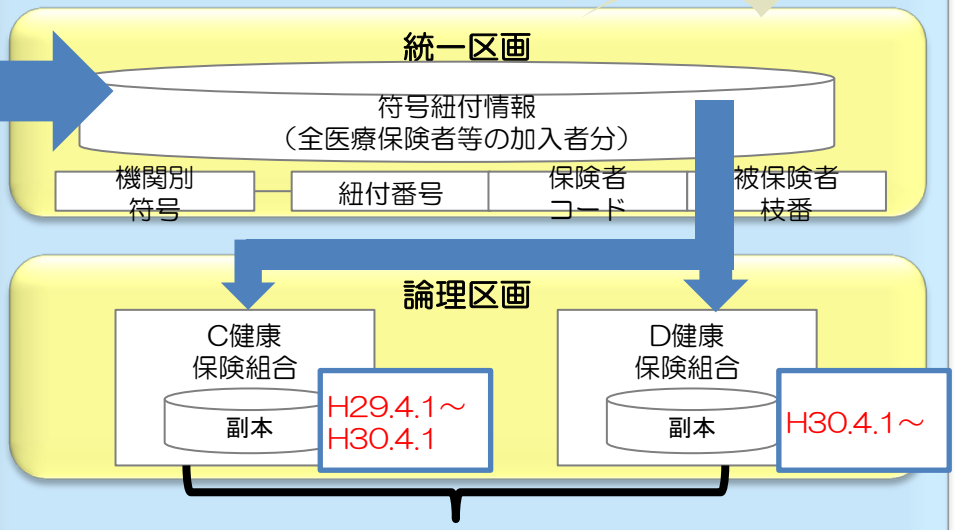

データ項目	データ値
特定個人情報データ	医療保険者名：C健康保険組合 資格取得年月日：H29.4.1 資格喪失年月日：H30.4.1 傷病手当金支給額：YYYYY円 傷病手当金支給日：H30.2.1
	医療保険者名：D健康保険組合 資格取得年月日：H30.41 資格喪失年月日：- 傷病手当金支給額：ZZZZZ円 傷病手当金支給日：H30.12.1

⋮

参考１：情報照会者に提供されるXMLデータ

○　ケース②の際、情報照会者へ送信される情報（電文）のイメージを以下に示す。

C健康保険組合の提供情報(XML)

```
<被用者保険関係情報（健康保険）>
    <資格情報>
        <保険者番号>
        AAAAAAAAAAAAA
        </保険者番号>
        <保険者名称>
        C健康保険組合
        </保険者名称>
        <資格取得日>
        H29．4．1
        </資格取得日>
        <資格喪失日>
        H30．4．1
        </資格喪失日>
    </資格情報>
    <給付情報>
        <傷病手当金>
            <支給開始日>
            H30．2．1
```

D健康保険組合の提供情報(XML)

```
<被用者保険関係情報（健康保険）>
    <資格情報>
        <保険者番号>
        BBBBBBBBBBBBB
        </保険者番号>
        <保険者名称>
        D健康保険組合
        </保険者名称>
        <資格取得日>
        H30．4．1
        </資格取得日>
        <資格喪失日 ReasonOfN

        </資格喪失日>
    </資格情報>
    <給付情報>
        <傷病手当金>
            <支給開始日>
            H30．12．1
            </支給開始日>
            <支給額>
            ZZZZZ円
            </支給額>
        </傷病手当金>
    </給付情報>
    ⋮
</被用者保険関係情報（健康保険）>
```

「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針（第4.01版）」の「4章　特定個人情報固有仕様」の繰り返し項目に合わせ、XMLを結合します。

照会元へ提供する情報(XML)

```
<管理情報>
    <中間サーバー登録日時>
    2018/12/29 09:01:00
    </中間サーバー登録日時>
    <特定個人情報の版番号>
    4.0
    </特定個人情報の版番号>
</管理情報>
<被用者保険関係情報（健康保険）>
    <資格情報>
        <保険者番号>
        AAAAAAAAAAAAA
        </保険者番号>
        <保険者名称>
        C健康保険組合
        </保険者名称>
        <資格取得日>
        H29．4．1
        </資格取得日>
        <資格喪失日>
        H30．4．1
        </資格喪失日>
    </資格情報>
    <給付情報>
        <傷病手当金>
            <支給開始日>
            H30．2．1
            </支給開始日>
            <支給額>
            YYYYY円
            </支給額>
        </傷病手当金>
    </給付情報>
    ⋮
    資格情報>
        <保険者番号>
        BBBBBBBBBBBBB
        </保険者番号>
        <保険者名称>
        D健康保険組合
        </保険者名称>
        <資格取得日>
        H30．4．1
        </資格取得日>
        <資格喪失日 ReasonOfNull=・・・>

        </資格喪失日>
    </資格情報>
    <給付情報>
        <傷病手当金>
            <支給開始日>
            H30．12．1
            </支給開始日>
    ⋮
</被用者保険関係情報（健康保険）>
```

データ管理情報

Ｃ健康保険組合の情報

Ｄ健康保険組合の情報

参考２：情報照会時に設定する情報照会条件について

○　情報照会を行う際、情報提供者に対し、いつの時点の情報を提供してほしいのかを条件として設定することができる。（情報照会条件）

○　情報照会者が設定する情報照会条件は、以下の３パターンである。

	①既定（デフォルト）	②時点指定	③範囲指定
定義	現時点の最新の特定個人情報を照会	過去の時点における最新の特定個人情報を照会	一定期間の特定個人情報をまとめて照会
特定個人情報の特定方法	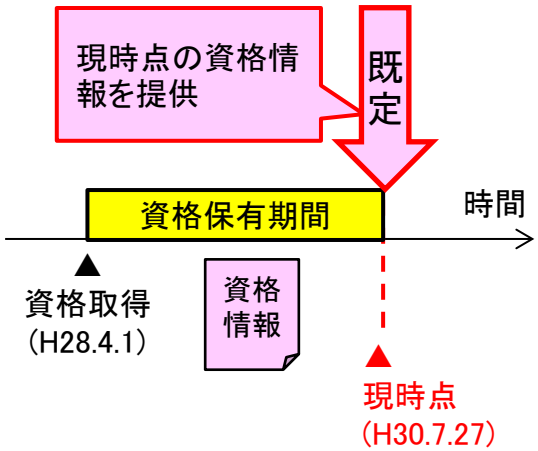	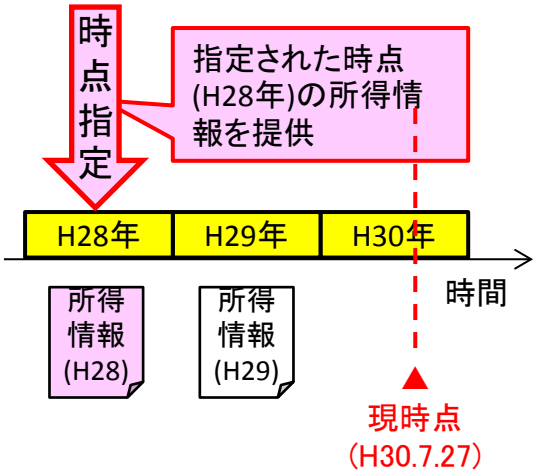	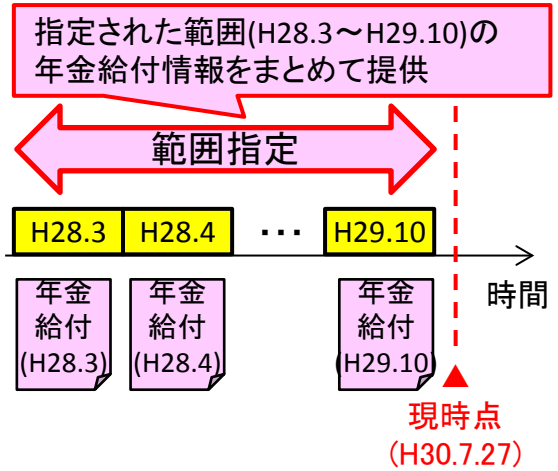
事務手続における情報照会の例	● 現時点の世帯情報を照会 ● 現時点の失業保険給付有無を照会 ● 現時点の国保資格有無を照会	● 前年（当年の課税年度）の所得情報を照会 ● 申請書に記載される事象発生日時点の生活保護扶助状況を照会	● 12ヶ月分の労災年金給付情報を照会 ● 3期分の介護保険給付情報を照会

医療保険者等との総合運用テスト

医療保険者等との総合運用テストの内容の詳細については、現在、関係機関と調整中であり、決定次第、地方公共団体等に向けて周知する予定です。

そのため、今回は調整中の内容のご説明となります。

医療保険者等との総合運用テスト　１／５

○ 医療保険者等との総合運用テストのスケジュール

- 医療保険者等は平成29年4月から総合運用テストに参加。地方公共団体は、クール7とクール8で医療保険者等との総合運用テストを実施する。
- 平成28年12月から29年2月の間はテスト実施内容調整期間とし、テストを実施する地方公共団体ー医療保険者等間で具体的なテスト内容を調整する。
- 約1700の医療保険者等をロット1、ロット2、ロット3※の3グループに分け、順次、テストを実施。

医療保険者等との総合運用テストのスケジュール

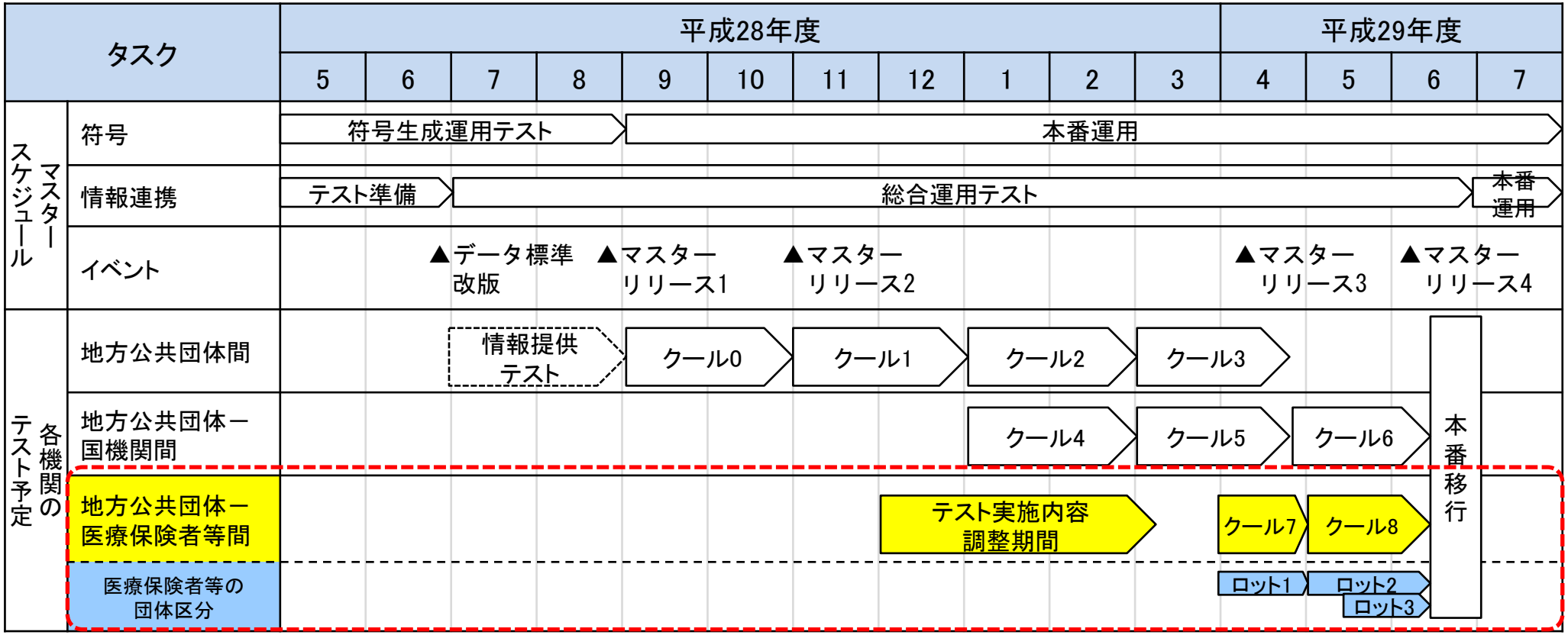

※ロット1：先行団体（医療保険制度別に１～２団体）、ロット2：規模が比較的大きい団体、ロット3：規模が比較的小さい団体

医療保険者等との総合運用テスト　２／５

○ 医療保険者等との総合運用テストにおけるグループの考え方

- 医療保険者等は全国で１グループとする予定。
- 地方公共団体と医療保険者等との情報照会・情報提供テストは、地方公共団体のテストグループ１～８は適用せず、全国１グループで対応する予定。

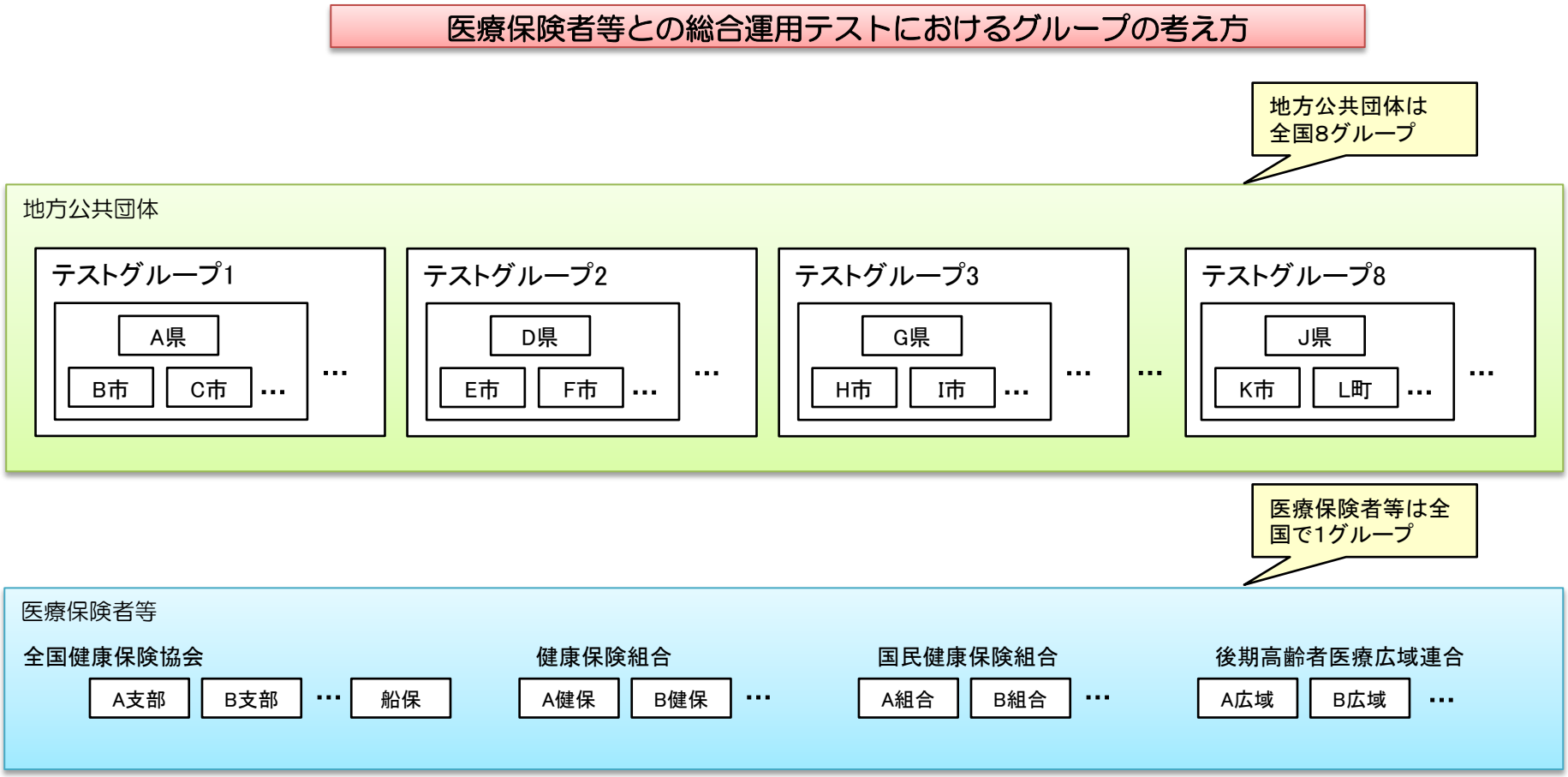

医療保険者等との総合運用テスト　３／５

○ 医療保険者等との総合運用テストにおける組合せの考え方

- 情報照会・情報提供テストの組合せは１対１ではなく、共通で副本を提供する代表団体を設定し、当該代表団体に情報照会する方法でテストを行う（N対１）。
- 代表団体は、地方公共団体は全国で５団体程度、医療保険者等は４制度別で３団体程度（計１２団体程度）を想定。

情報照会･情報提供テストにおける組み合わせ

地方公共団体が情報照会する場合　　代表団体

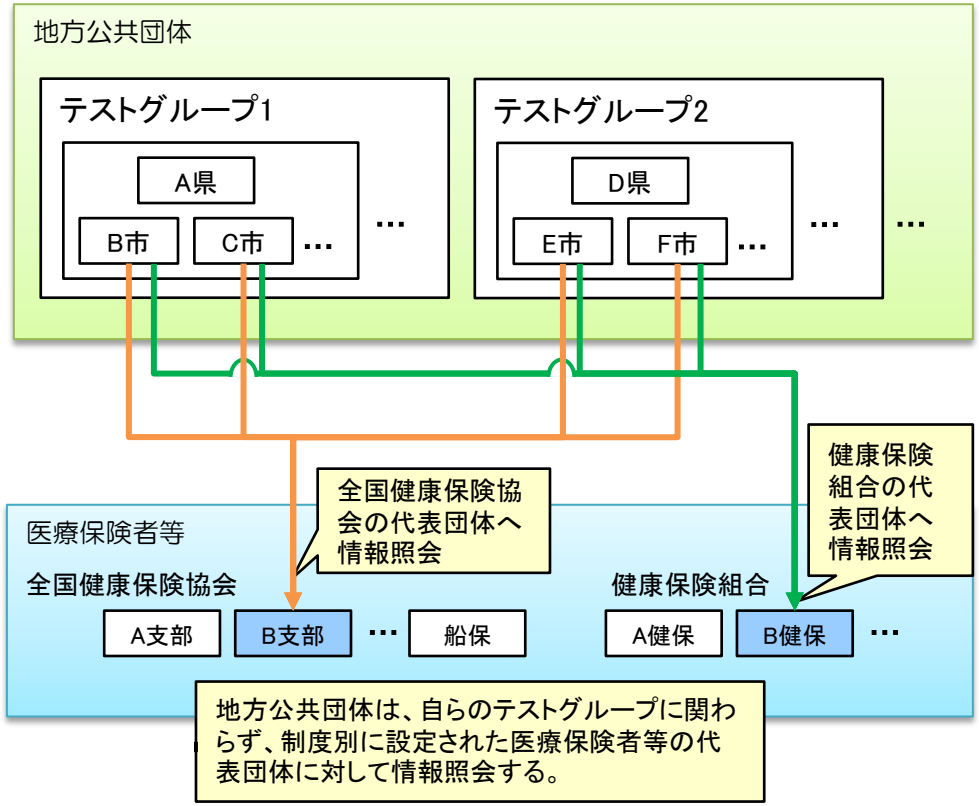

地方公共団体が情報提供する場合　　代表団体

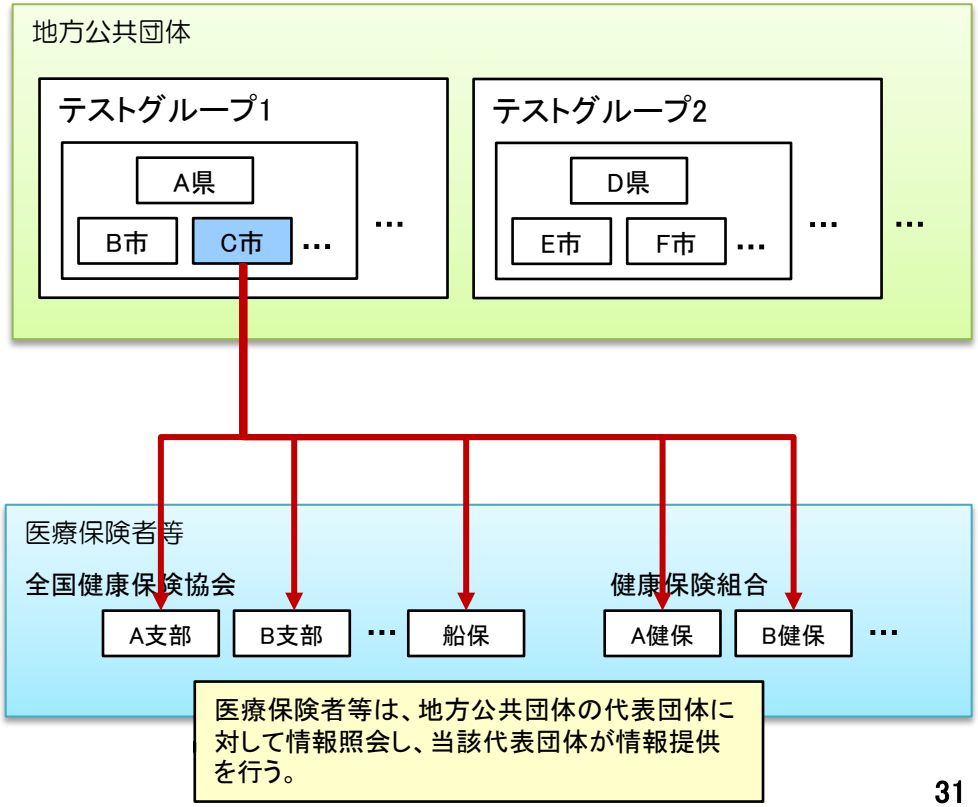

医療保険者等との総合運用テスト　４／５

○ 医療保険者等との総合運用テストにおけるテストデータ等の調整方法

① 調整方法

- 厚生労働省で定めた様式を用いて、情報照会する団体がテストケースとロールモデルを作成し、情報提供する代表団体に提示する。
- 情報提供する代表団体は、予め用意した副本データで対応できるか確認し、過不足する場合は副本データを修正したり、テストケースやロールモデルの修正を情報照会する団体に依頼するなどして、テストデータ等を調整する。
- なお、地方公共団体の代表団体は、クール1やクール２で使用したデータを活用するなど効率的にデータ等の準備を行う。

② 調整に必要な共通様式

- 効率的に調整を実施するため、地方公共団体と医療保険者等間で情報照会･情報提供テストを実施する場合の共通様式を厚生労働省において定める。様式は、内閣官房が作成した様式を基に一部医療保険者等向けに修正する予定。（テスト実施内容調整期間である平成28年12月までに提示）
- 現在検討中の様式の一部であるテスト仕様書（テストケース一覧）及びロールモデルのイメージを以下に示す。

共通様式　テスト仕様書（テストケース一覧）

テスト仕様書（テストケース一覧）の様式（案）

①

総合運用テスト（業務シナリオテスト）テストケース一覧 1.00版	テストシナリオID	バリエーションID	情報照会者となる情報保有機関名	テストグループ番号	連携の種類	クール番号	機関間の組み合わせ番号	作成日	更新日	版番号
	xxxxxxx-xxxxxx	xxxxxxx-xxxxxx-01	○×△国民健康保険組合	01	02	08	0004	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	0.100版

②　③

項番	テストケースID	テスト用個人番号（管理番号）	情報照会条件		情報提供者となる情報保有機関名	事務手続		特定個人情報		副本の詳細な情報	ロールモデル	テスト観点ID	備考
			種類	条件		管理番号	事務手続名	管理番号	特定個人情報名				
1	GGAABBCCCC-WWXXXXYY-01	nnnnn	○○の時点	YYYY-MM-DD	△△△△組合	WW-YYY	○○の確認	YY	○○に関する情報	被扶養者が他の医療保険制度に加入していないこと	RM-01-01	0307	
2	GGAABBCCCC-WWXXXXYY-02	nnnnn	××の時点	YYYY-MM-DD	○○市	WW-YYY	××の確認	YY	××に関する情報	被扶養者の年間収入額が基準よりも少ないこと	RM-02-01	0307	
3	GGAABBCCCC-WWXXXXYY-03	nnnnn	▲▲時点の情報	YYYY-MM-DD	○○市	WW-YYY	△△の確認	YY	△△に関する情報	被扶養者の続柄が妻であること	RM-03-01	0307	
4													
5													
6													

総合運用テスト実施計画書（別紙）テストケース一覧様式_第1.00版から以下を修正。
①：バリエーションIDを追加
②：照会条件ごとに照会先が異なるため、ヘッダから移動
③：副本の詳細な情報、ロールモデル、テスト観点IDを追加

医療保険者等との総合運用テスト　5／5

共通様式　ロールモデル

ロールモデル

①

①)ロールモデル管理番号	TM001-01	シナリオID	S-00A
②)特定個人情報の管理番号	1	バリエーションID	S-00A-001
③)特定個人情報名	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	テストケースID	0102030004-01003601-01

④)ロールモデル概要

【住民情報】
・当該自治体に居住開始。
・当該自治体居住中に住民情報が変更。
・当該自治体から転出。

総合運用テスト実施計画書（別紙）ロールモデル様式から以下を修正。
①：シナリオID、バリエーションID、テストケースIDを追加

⑤バリエーションのイメージ図

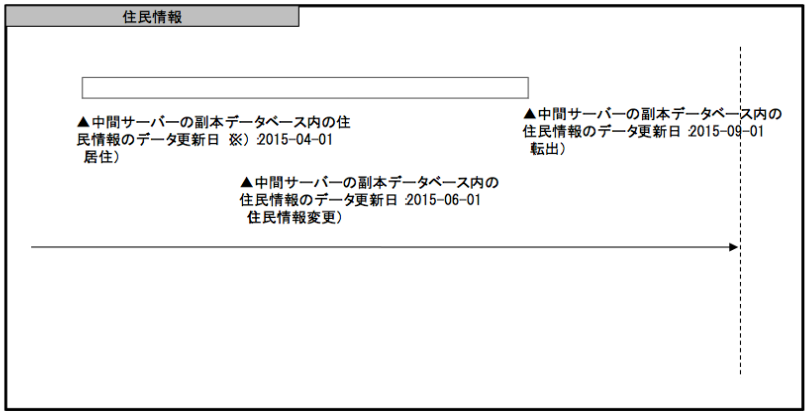

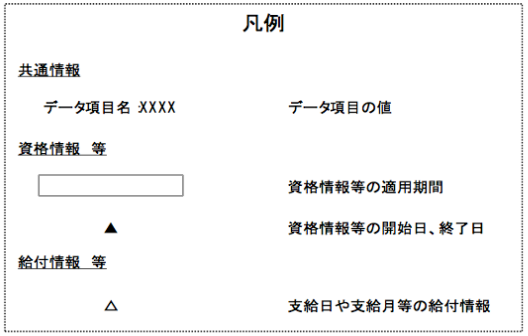

※ 中間サーバの副本データベース内の住民情報のデータ更新日」は、特定個人情報データ標準レイアウト 事務手続対応版）特定個人情報番号「1」の【備考】に記載している 中間サーバーの副本データベース内で管理される変更時点」のことであり、以下 「データ更新日」と称す。

⑥)ロールモデル

項番	特定個人情報項目コード名	データ項目（データセットまとめタグ、及び照会キー情報）	照会キー	データ値	備考
1	TK00000100000005	住民情報			データ更新日 :2015-04-01
2	TK00000100000010	世帯主との続柄コード			
3	TK00000100000020	続柄コード1		12	妻
4	TK00000100000030	続柄コード2		△△	△ :半角スペース
5	TK00000100000040	続柄コード3		△△	△ :半角スペース
6	TK00000100000050	続柄コード4		△△	△ :半角スペース
7	TK00000100000060	世帯番号		111111111111111	
8	TK00000100000005	住民情報			データ更新日 :2015-06-01
9	TK00000100000010	世帯主との続柄コード			
10	TK00000100000020	続柄コード1		02	世帯主
11	TK00000100000030	続柄コード2		△△	△ :半角スペース
12	TK00000100000040	続柄コード3		△△	△ :半角スペース
13	TK00000100000050	続柄コード4		△△	△ :半角スペース
14	TK00000100000060	世帯番号		222222222222222	